

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

公 告

- 開発行為に関する工事完了 (二件) ……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) …
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- …(産業労働局商工部地域産業振興課) …
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- …(同) …

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

令和三年十月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称 許可を受けた者の
 住所及び氏名

西東京市富士町三丁目八百二 西東京市芝久保町四丁目二
 番十六 十六番三号

株式会社東栄住宅
 代表取締役 佐藤 千尋

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

令和三年十月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称 許可を受けた者の
 住所及び氏名

西東京市南町六丁目千三百七 小金井市緑町二丁目一番三
 十六番三 十四号

大和ハウス工業株式会社
 支配人 海堀 敏光

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に
 ついて

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下
 「法」という。) 第五条第一項の規定により大規模小売店
 舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定に
 より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供
 する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
 とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団
 体) については団体名及びその代表者の氏名」「(二)住所(団
 体) については所在地」「(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
 添えて、令和三年十月七日から四月以内に東京都産業労働
 局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
 に到着するよう提出してください。

令和三年十月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) ライフ西荻北5丁目計画
 二 店舗所在地 杉並区西荻北五丁目百二十五番地
 ほか

三 設置者名 株式会社ライフコーポレーション

四 設置者住所 中央区日本橋本町三丁目六番二号

五 小売業を行う者の
 氏名又は名称 株式会社ライフコーポレーション

六 新設をする日 令和四年五月十六日

七 店舗面積の合計 二千九百四十平方メートル

八 駐車場の位置及び
 収容台数 店舗内 七十台

九 駐輪場の位置及び
 収容台数 店舗内ほか 百七十台

十 荷さばき施設の位
 置及び面積 店舗内 百四十三平方メートル

十一 廃棄物等の保管
 施設の位置及び
 容量 店舗内 十五・三一立方メートル

十二 小売業を行う者
 の開店時刻 午前九時

十三 小売業を行う者
 の閉店時刻 翌午前一時

十四 来客が駐車場を
 利用することができる
 時間帯 午前八時三十分から翌午前一時三
 十分まで

十五 駐車場の自動車
 の出入口の数及び
 位置 一箇所 店舗北東側

十六 荷さばき施設に
 おいて荷さばき
 を行うことができ
 午前六時から午後十時まで

きる時間帯

十七 届出日

令和三年九月十五日

十八 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間

令和三年十月七日から令和四年二月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年十月七日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名

京橋エドグラン

二 店舗所在地

中央区京橋二丁目二番一号

三 設置者名

中央日本土地建物株式会社ほか四名

四 設置者住所

千代田区霞が関一丁目四番一号ほか

五 変更を行った設置者名

中央日本土地建物株式会社ほか四名

六 変更前の設置者名

日本土地建物株式会社

七 変更後の設置者名

中央日本土地建物株式会社

八 変更前の設置者住所

中央区八丁堀四丁目十二番四号クイーンズパレス東京中央九〇三(株式会社山愛)

九 変更後の設置者住所

中央区京橋二丁目二番一号京橋エドグラン地下一階(株式会社山愛)

十 変更前の設置者の代表者名

松沢 幸一(株式会社明治屋)ほか

十一 変更後の設置者の代表者名

磯野 太市郎(株式会社明治屋)ほか

十二 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社ローソンほか七名

十三 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社ローソンほか七名

十四 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社金鳳堂ほか二名

十五 変更前の小売業者の住所

中央区銀座一丁目七番七号(株式会社金鳳堂)

十六 変更後の小売業者の住所

港区海岸一丁目二番三号(株式会社金鳳堂)

十七 変更前の小売業者の代表者名

正城 幸二郎(株式会社金鳳堂)ほか

十八 変更後の小売業者の代表者名

恒吉 裕司(株式会社金鳳堂)ほか

十九 変更日

令和三年五月二十八日ほか

二十 届出日

令和三年九月九日

二十一 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

二十二 縦覧期間

令和三年十月七日から令和四年二月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号

163-8001

本号

一箇月

六、六〇〇円

三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号

113-0001

FSC
ミックス

FSC® C006270

リサイクル適性

この用紙は、再生紙のうえにリサイクルされています。